

# 肝臓機能に障害 がある方の便利帳

改定第1版

金沢市社会福祉事務所作成版

「身体・知的・精神に障害のある方の便利帳」

より抜粋

# もくじ

身体障害者制度のあらまし .....	2
生活の保障 .....	4
障害者自立支援法のあらまし .....	29
暮らしのあらまし .....	34
税金 .....	46
健康と医療 .....	54
参考資料 .....	60

注1 各市町村共通部分と思われる箇所のみ抜粋いたしました。

注2 知的障害、精神障害の部分は削除いたしました。

注3 住まい、就学、就労と職業訓練、資金の貸付け、施設の項は省略させていただきました。

改定第1版 改定内容 肝臓機能障害の追加

# 身体障害者制度のあらまし

## 身体障害者とは

誰でも身体に障害があれば、身体障害者といえるわけですが、身体障害者福祉法という法律で定められている身体障害者とは、身体障害者手帳の交付を受けた人をいいます。

## 身体障害者手帳とは

- 1．身体障害者であることを証明する手帳で、身体障害者福祉法に定める程度の障害がある方に交付されます。この場合、申請することが必要です。
- 2．手帳交付の対象となる障害、等級区分については参考資料「身体障害者認定基準」をご覧ください。
- 3．法律で定められた支援を受けるためには、手帳の交付を受けていることがどうしても必要ですが、このほかにもJR旅客運賃等の割引、医療費助成のように、各種の制度を利用するためにも、手帳は欠くことができない大事なものです。

## 手帳の再交付とは

- 1．手帳の交付を受けたときよりも障害の程度が重くなったり、軽くなったとき、または新たな障害がおきたときには、等級を変更することができます。
- 2．手帳を紛失したり破損したときには、再交付の手続きが必要です。

## 申請に必要なもの

- ・ 交付（再交付）申請書
- ・ 県、指定都市、中核市の指定する医師の診断書（紛失・破損の場合は不要）
- ・ 顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚（市町村により異なる）
- ・ 認印（再交付申請の場合は不要）

（金沢市の場合は申請書・診断書の用紙は、障害福祉課または各市民センター・各福祉健康センターにあります。）

## その他の手続等

次のような場合は、手帳を持参の上で手続きしてください。

- ・居住地を変更したとき。
- ・氏名を変更したとき。
- ・本人が死亡したとき。

なお、市内間の居住地変更届・氏名変更届・返還届は金沢市の場合は各市民センター・各福祉健康センターでできます。

## 援護を実施する機関

### 福祉事務所

いろいろな相談を受けたり、支援するのは、福祉事務所（金沢市の場合は障害福祉課）です。施設への入所や制度のことなど、何でもお尋ねください。

### 身体障害者更生相談所

身体に障害のある方に関する問題につき、家族その他からの相談に応じたり専門的な立場からいろいろ判定を行い、また、それに関連した指導などを行っています。

### 福祉健康センター

身体に障害のある児童の療育について、指導を行ったり、自立支援医療の給付を行います。

### 身体障害者相談員

家庭における養育、生活に関する相談に応じ必要な助言、指導を行うほか、関係機関への連絡、身体に障害のある方に対する援護についての考え方の普及なども行います。

相談員は障害のある方々なので、同じ障害のある方の立場から身近な相談に応じる等、地域の中で活動しています。

### 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、障害のある方やその家族の相談に応じ、自立更生へ向けての援助指導を行うとともに、福祉事務所、その他の関係行政機関などと連絡協力して社会福祉の増進に努めています。

### 苦情解決等専門委員会

障害福祉サービスに関する苦情は「苦情解決等専門委員会」へ相談ください。

## 生活の保障

生活の経済的保障として、つぎのように年金、手当等があります。

各種制度に基づく年金として	——	{	障害基礎年金 障害厚生年金（障害手当金） 障害共済年金
給付金として	—————		特別障害給付金
手当として	—————	{	特別障害者手当、障害児福祉手当 特別児童扶養手当 児童扶養手当
共済として	—————	{	心身障害者扶養共済 扶養共済加入者助成
生活の保障として	—————	{	生活保護制度 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） 成年後見制度

年金制度とは、老後や障害・死亡の事故に備えて保険料を支払い、これらの事由が生じた後に、毎年一定額のお金を受け取る制度です。

年金制度は、全ての国民の老齢・障害・死亡に対し基礎年金の支給を行う国民年金制度と勤めている人たちの老齢・障害・死亡について基礎年金に上乘せし年金の支給を行う所得比例年金制度の二階建の制度となっています。

ここでは、もっとも身近なものとして障害基礎年金と障害厚生年金についてふれますが、これは、ほんの一部ですので詳しいことについては、それぞれの問い合わせ先にお尋ねください。

年金を受給するには……

年金は、老齢に達したなどの事由があると支給されるわけですが、老齢に達した、あるいは障害になっただけでは、年金は支給されません。このほかにつぎの条件が必要です。

ア．年金制度に加入していること。（又は加入していたこと）

国民年金に当然加入しなければならない人でも加入手続きをとらない限り、

加入者としての扱いにはなりません。

イ．保険料を納めていること。

厚生年金などでは、保険料は給料から差し引かれるので納め忘れはないでしょうが、国民年金は、自分で納める制度のため、つい遅れたり、忘れたりしがちです。

そのため、いざというときに、思わぬ不利益を招くことがありますので、必ず保険料を納入しておくことが大切です。

ウ．保険料の納付期間が年金を受給できるのに必要なだけあること。

どれくらい納付済期間があれば年金を受給できるかは、制度や年金の種類によってちがいます。

エ．請求すること。

年金をもらえる資格があっても、請求しなければ年金は支給されません。資格があるのに知らなかったり、手続きが面倒だからといって何もせずにいると、請求するまで年金は支給されません。

ですから、自分がどんな年金を受給できるのか、常に関心を持ち、注意していて、忘れずにすぐ請求することが大切です。

## 国民年金について

### 1．加入資格

国民年金の加入者には、加入しなければならない人と、希望すれば加入できる人がいます。

#### 加入しなければならない人

自営業者などで日本国内に住む20歳以上60歳未満の人（学生を含む。）

厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員

厚生年金保険の被保険者・共済組合の組合員の扶養家族になっている配偶者で20歳以上60歳未満の人

#### 希望すれば加入できる人

60歳未満の人で、厚生年金や共済組合から老齢（退職）年金を受けている人

60歳以上65歳未満の人（老齢基礎年金等を受けていない人）

海外にお住まいの日本人（20歳以上65歳未満）

65歳以上70歳未満の人（受給資格を満たしていない人）

年金手帳について……

国民年金に加入すると、年金手帳が交付されます。この手帳は、国民年金、厚生年金の2つの制度に共通して使われます。手帳に記載された基礎年金番号は一生を通じて変わりません。

## 2. 保 険 料

保険料は厚生年金などの保険料とちがって所得に関係なく、定額です。また、年齢にも関係ありません。

保険料の免除制度について……

国民年金には、他の年金制度にはみられない、保険料を免除する制度があります。これにはつぎのような要件に該当すると届出をすれば免除されるもの（法定免除）と、生活が苦しいなどで申請して認められると免除になるもの（申請免除）とがあります。平成14年度から申請免除は前年の所得に応じて全額免除と半額免除に分かれました。また、平成17年度から若年者（30歳未満）納付猶予制度ができました。さらに、平成18年7月からは3 / 4 免除、1 / 4 免除が新設されました。

法定免除 (全額免除)		公的年金の障害年金(1, 2級)を受給しているとき 生活保護法による生活扶助を受けているとき
申請免除(全額、 3/4、半額、1/4)・ 納付猶予	全 額 免 除	本人、本人の配偶者、世帯主のいずれもが、前年の所得が次の額以下のとき ・税法上の扶養者がいないとき 57万(給与収入122万) ・税法上の扶養者がいるとき (控除配偶者+扶養者+1)×35万円+22万円 ・寡婦、障害者であるとき 125万円
	3/4 免 除	本人、本人の配偶者、世帯主のいずれもが、以下の基準を満たしていること(前年の所得) ・所得金額-社会保険料等控除-扶養等控除=78万円以下 ・寡婦、障害者であるとき 125万円以下
	半 額 免 除	本人、本人の配偶者、世帯主のいずれもが、以下の基準を満たしていること(前年の所得) ・所得金額-社会保険料等控除-扶養等控除=118万円以下 ・寡婦、障害者であるとき 125万円以下
	1/4 免 除	本人、本人の配偶者、世帯主のいずれもが、以下の基準を満たしていること(前年の所得) ・所得金額-社会保険料等控除-扶養等控除=158万円以下
	納 付 猶 予	次の条件を満たしていること ・本人、本人の配偶者のいずれもが、前年の所得が57万円(給与収入122万)以下のとき ・30歳未満であるとき ・寡婦、障害者であるとき 125万円以下 平成17年4月~平成27年6月までの時限措置

また、学生には、納付特例制度があります。

なお、申請免除・納付特例制度の適用期間は、その年度限りですから、年度ごとに申請手続きが必要です。

保険料の追納について……

保険料を納付することが免除された期間については、10年間の範囲内で後から保険料を納める「追納」という制度があります。

ただし、免除された年度から2年を経過した分については、加算額がつき高くなります。

免除された期間で追納がない場合の老齢基礎年金額の計算は、平成21年4月以降の免除期間については次のとおり計算します。

- ・全額免除…保険料納付済期間の1/2(平成21年3月以前の免除期間1/3)

- ・ 3/4 免除...保険料納付済期間の5/8 (平成21年3月以前の免除期間1/2)
- ・ 半額免除...保険料納付済期間の3/4 (平成21年3月以前の免除期間2/3)
- ・ 1/4 免除...保険料納付済期間の7/8 (平成21年3月以前の免除期間5/6)

保険料の時効について.....

保険料は、滞納して納期限後2年経つと時効によって納めることができなくなります。この滞納期間は将来年金の計算時において受給資格期間に算入されないなど不利益になります。

### 3. 年金の給付

#### 国民年金

##### 障害基礎年金

障害基礎年金とは、原則として国民年金に加入している間にかかった病気・けががもとで日常生活に著しく支障をきたす障害をもつようになった場合に支給される年金です。

ア. どんな場合に受給できるか。

初診日に国民年金に加入していた、または20歳前に初診日があるか、60歳以上65歳未満で日本に住んでいる間に初診日があること。  
 障害認定日に法律で定める障害の状態にあること。  
 一定の保険料を納付していること。

障害認定日について.....

- (1) 初診日から1年6ヶ月経過した日
  - (2) 初診日から1年6ヶ月経過しなくても、医師が症状が固定したと判定した日
- (1)、(2)のいずれか早い日をいいます。

ただし、(2)の場合で次の病気等の場合は、その日が障害認定日となります。

人工透析 透析開始から3ヶ月経過した日  
 心臓ペースメーカー、人工弁、その装着日  
 人工骨頭、人工関節置換日  
 切断日

喉頭全摘出した日  
在宅酸素療法を開始した日  
人工肛門、新膀胱の造設、尿路変更術を施術した日  
肝臓関連追加の予定

一定の保険料納付について……

初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が加入期間の3分の2以上あることが必要です。

なお、平成28年4月1日前に初診日のある病気・けがによる障害については、この要件を満たさない場合でも、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料未納期間がなければよいことになっています。

そ の 他

- ・ 障害認定日に法律で定める障害の状態に該当しない場合でも、その病気等が重くなり65歳になるまでに法律で定める障害の状態に該当したときも対象となります。（ただし、既に老齢基礎年金を繰り上げで受給している場合は対象になりません。）
- ・ 20歳前に初診日のある障害については、保険料納付要件は問われません。
- ・ 2つ以上の障害を併合することにより初めて法律で定める障害の状態に該当したときは、併合した障害の程度による障害基礎年金が支給されます。
- ・ 障害基礎年金を受給している方にさらに障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金が支給されます。

イ. 年 金 額

年金額は定額ですが、受給権者によって生計を維持されている18歳未満の子（18歳になった年度の末日までにある子）または20歳未満で障害の程度が1級・2級の子がいるときは、子の加算額が加算されます。

1級 990,100円（平成21年度）

2級 792,100円（     "     ）

子の加算額 2人目まで各年額227,900円 3人目以降各年額75,900円

ウ. 法律で定める障害の状態・等級表は下記のとおりです。

## 国民年金の障害等級表

### 1 級

- 1 . 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 . 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 . 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 . 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 . 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 . 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 . 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 . 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 . 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 10 . 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 11 . 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

### 2 級

- 1 . 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
- 2 . 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 . 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 . そしゃくの機能を欠くもの
- 5 . 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 . 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 . 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 . 1 上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 . 1 上肢のすべての指を欠くもの
- 10 . 1 上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 . 両下肢のすべての指を欠くもの

- 12. 1 下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13. 1 下肢を足関節以上で欠くもの
- 14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

エ. 20歳前の障害による障害基礎年金の支給については、下記のとおり本人の所得の金額により、半額または全額が停止となります。

20歳前の障害による障害基礎年金受給権者本人の所得限度額

扶養親族等の金額		0 人	1 人	2 人以上
所得限度額	半額停止	3,604,000 円	3,984,000 円	以下、扶養親族等の数が 1人増すごとに、 380,000円を加算した金額
	全額停止	4,621,000 円	5,001,000 円	

## 厚生年金について

### (1) 障害厚生年金

原則として障害基礎年金の対象となる障害が生じたときに、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

また、障害基礎年金に該当しない障害の程度でも厚生年金独自の障害厚生年金（3級）が支給される場合があります。

ア．どんな場合に受給できるか

初診日に厚生年金に加入していたこと。  
障害認定日に国民年金の障害基礎年金に該当する状態であるか、または厚生年金の障害等級表（3級）に該当する状態であること。

なお、障害厚生年金は、障害基礎年金の受給資格を満たしていることが必要です。

### イ．年金額

年金額は、次の式で計算した額です。

なお、受給者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合、一定の要件を満たせば加給年金（年間227,900円）が加算されます。

1級 報酬比例の年金額×1.25 + 加給年金額

2級 報酬比例の年金額 + 加給年金額

3級 報酬比例の年金額（最低 594,200円）

ウ．3級障害厚生年金に該当する障害の状態は、下記のとおりです。

### 3 級 障 害 厚 生 年 金

- 1 . 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
- 2 . 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
- 3 . そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
- 4 . 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
- 5 . 1 上肢の3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
- 6 . 1 下肢の3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
- 7 . 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
- 8 . 1 上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ1 上肢の3 指以上を失ったもの
- 9 . おや指及びひとさし指併せて1 上肢の四指の用を廃したもの
- 10 . 1 下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
- 11 . 両下肢の十趾の用を廃したもの
- 12 . 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
- 13 . 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
- 14 . 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

#### (備 考)

- 1 . 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 . 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 . 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 . 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

## (2) 障害手当金

一定の要件を満たしている場合、初診日から5年以内に、その病気、けがが治ったとき、障害手当金を受けられる程度の障害が残った人に

障害手当金 = 報酬比例の年金額 × 2.0が一時金として支給されます。

詳しくは、問い合わせ先にお尋ねください。(最低1,168,000円)

### 併給の調整

2つ以上の年金を受けられるようになった人は、2つ以上の年金を同時に受けることはできませんので、その人の希望する1つの年金だけが支給され、他の年金の支給は停止されることになっています。

平成18年4月から65歳以降に障害基礎年金と老齢(又は遺族)厚生年金の併給が可能になりました。詳しくは、問い合わせ先にお尋ねください。

基礎年金の受給権者が同時に被用者年金制度から支給される年金の受給権もあるときは、基礎年金と同一の支給事由の被用者年金を支給します。

### 特別障害給付金について

つぎのいずれかの方で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金の1, 2級相当の障害がある方に支給されます。

- ・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金等加入者の配偶者

支給額 1級：50,700円 2級：40,560円(21年度)

本人の所得制限や老齢年金等との併給調整があります。

### 障害児福祉手当について

重度の障害がある児童に対する福祉の一環として、重度の障害により生ずる特別の負担の一助として手当が支給されます。

(1) 手当を受給するには、次の要件を満たすことが必要です。

- (ア) 年齢が20歳未満であること。(脳性まひの乳幼児については概ね3歳以降)
- (イ) 施設に入所していないこと(通所施設を除く)
- (ウ) 障害年金を支給事由とする年金を受けていないこと。
- (エ) 障害の程度がつぎに掲げる別表第1のいずれかに該当すること。この場合、障害の程度は身体障害者手帳と療育手帳の程度とは直接関係ありませんが、おおよその目安として、身体障害者手帳の1級・2級の一部または療育手帳Aの

一部の方が該当します。

別表第1

- |   |
|---|
| 1 . 両眼の視力の和が0.02以下のもの   |
| 2 . 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの   |
| 3 . 両上肢の機能に著しい障害を有するもの  |
| 4 . 両上肢のすべての指を欠くもの  |
| 5 . 両下肢の用を全く廃したもの   |
| 6 . 両大腿を2分の1以上失ったもの   |
| 7 . 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの   |
| 8 . 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| 9 . 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの  |
| 10 . 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの                             |

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(2) 手当の額は月額14,380円です。

(3) 手当の支給月は、2月、5月、8月、11月です。

(4) 本人、扶養義務者については、次のような所得制限があります。

特別障害者手当所得制限基準額表・  
障害児福祉手当所得制限基準額表

	扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成20年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

在宅の重度障害のある方に対して、重度の障害により特に必要とされる負担の軽減を図るため手当が支給されます。

(1) 手当を受給するには、次の要件を満たすことが必要です。

(ア) 年齢が20歳以上であること。

(イ) 病院または診療所に3カ月を超えて入院していないこと。

注入院4カ月目から手当が受給できなくなります。受給した場合は返納することになりますので注意してください。

(ウ) 施設に入所していないこと（通所施設を除く）。

(エ) おおむね重度の障害が二つ以上あること。

障害の程度 はおおむね か であること。

別表第2の1から7が2つ以上あること。

別表第2の1から7が1つありA表の1から11が2つ以上（別表第2と同種の障害は含まない）あること。

（主な基準を例示しております。このほか国の基準に適合する場合があります。）

障害の程度

別表第2（令第1条関係）		A 表	
1	両眼の視力の和が0.04以下のもの	1	両眼の視力の和が0.05以上 0.08以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
		3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
		4	そしゃく機能を失ったもの
		5	音声又は言語機能を失ったもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
		7	一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの	8	一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(2) 手当の額は月額26,440円です。

(3) 手当の支給月は、2月、5月、8月、11月です。

(4) 本人、扶養義務者等については所得制限があります。

所得制限基準額表については障害児福祉手当と同額です。

(5) 引続いて手当を受給するには毎年8月11日から9月10日の間に前年の所得状況届を提出する必要があります。

### 特別児童扶養手当について

知的または身体的に障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とするか、あるいはひとりで生活できない状況にある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。

(1) 支給対象となるのは、次頁の障害基準に該当する児童です（施設入所の場合を除く）。

身体障害者手帳および療育手帳の程度とのつながりについて

上の基準によって認定しますので、直接関係ありませんが身体障害者手帳の等級が1～3級および養育手帳AまたはBの一部の人が基準に該当するおおよその目安です。

(2) 支給額

1級.....月額50,750円

2級.....月額33,800円

特別児童扶養手当所得制限基準額表

	扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成20年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

特別児童扶養手当の障害基準

1 級	1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることのできない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	両眼の視力の和が0.08以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
備考		視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

- (3) 手当の支払月は、4月、8月、12月で、指定金融機関へ振替預入されます。
- (4) 本人、扶養義務者等については、前頁のような所得制限があります。
- (5) 引続いて手当を受給するには、毎年8月11日から9月10日までの間に前年の所得状況届を提出する必要があります。

#### 児童扶養手当について

通常は母子世帯に支給されるものですが、児童の父がいても、父が重度の障害を有する場合、母に対し支給されることがあります。

ア．父の障害の程度はつぎのとおりです。

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

イ．手当の額について

児童扶養手当月額

児童の数	全部支給	一部支給
1人	41,720円	41,710～9,850円
2人	5,000円加算	
3人以上	1人につき3,000円加算	

受給開始から5年または受給できる状況（離婚・死別等）になってから7年を経過した場合等に、手当の1/2が減額されることとなりますが、働いている、求職活動をしている、または働けない事情（障害をお持ちである等）がある場合は、事前に手続きをすれば減額されません。

ウ．支給対象外についてはつぎのとおりです。

- (1) 請求者あるいは児童（父の公的年金に加算を含む）が公的年金を受けられることができるとき
- (2) 平成15年4月1日時点において、支給要件に該当するに至った日から起算して5年を経過しているとき

エ．所得制限について

児童扶養手当所得制限額

扶養親族等の数	本人（請求者）		扶養義務者 （請求者と同一生計の直系血族及び兄弟姉妹）
	全部支給	一部支給	
人	円	円	円
0	190,000	1,920,000	2,360,000
1	570,000	2,300,000	2,740,000
2	950,000	2,680,000	3,120,000
3	1,330,000	3,060,000	3,500,000
4	1,710,000	3,440,000	3,880,000

所得額から一律に80,000円の控除があります。

このほかに、特定の控除がありますのでご相談ください。

オ．児童扶養手当を継続して受給するには、毎年1回（受付期間8月1日～8月31日）現況届の提出が必要です。

## 心身障害者扶養共済について

保護者が元気なうちに制度に加入して掛金を払い、保護者が死亡や重度障害になったときは、残された障害のある方に終身、年金を支給するものです。

1．対象となる障害のある方は、次のいずれかに該当する方で、将来独立自活することが困難と認められる方です。

）知的障害者

）身体障害者手帳の1級から3級までのいずれかに該当する障害のある方

）精神又は身体に永続的な障害を有する方で、その障害の程度が前2号に掲げる方と同程度と認められる方

2．加入者は、心身に障害のある方の保護者（配偶者（内縁を含む。）、父母、兄弟姉妹、祖父母その他の親族等で現に心身に障害のある方を扶養している方をいう。）であって加入時において次の要件を満たしている方です。

）65歳未満であること。

）生命保険契約の被保険者となれないような特別の疾病又は障害を有しないこと。

3．障害のある方が施設に入所している場合でも加入できます。

4．掛金の月額、次の表のとおりです。

5．加入時の年齢で掛金の額が固定し、変化しません。

6．希望により2口目まで加入できます。

7．年金支給額は、1口につき月額2万円です。

8．掛金は、加入者が20年以上（S61.3.31以前の加入者は1口目のみ25年以上）継続して加入し、かつ65歳以上になったとき免除されます。

加入申込 お持ちいただくもの 1．手帳（所持者の方のみ）

2．認印

3．住民票の写（加入者と心身障害者）

## 掛金は

加入者の年齢	平成20年4月以降の加入					平成20年3月までの加入						
	1口目					2口目	1口目					2口目
	保険料の額 (月額)	生活被保護世帯	住民税非課税世帯	均等割のみ課税世帯	その他の世帯	保険料の額 (月額)	保険料の額 (月額)	生活被保護世帯	住民税非課税世帯	その他の世帯	保険料の額 (月額)	
35才未満	9,300	0	4,650	6,510	9,300	9,300	5,600	0	4,480	5,040	5,600	
35才以上～40才未満	11,400	0	5,700	7,980	11,400	11,400	6,900	0	5,520	6,210	6,900	
40才以上～45才未満	14,300	0	7,150	10,010	14,300	14,300	8,700	0	6,960	7,830	8,700	
45才以上～50才未満	17,300	0	8,650	12,110	17,300	17,300	10,600	0	8,480	9,540	10,600	
50才以上～55才未満	18,800	0	9,400	13,160	18,800	18,800	11,600	0	9,280	10,440	11,600	
55才以上～60才未満	20,700	0	10,350	14,490	20,700	20,700	12,800	0	10,240	11,520	12,800	
60才以上～65才未満	23,300	0	11,650	16,310	23,300	23,300	14,500	0	11,600	13,050	14,500	

## 掛金の減免

県は、加入者の負担を軽減するため、1口目に限り次のように掛金を減免しています。

減免の要件	減免の割合	
	平成20年4月以降の加入者	平成20年3月までの加入者
1. 生活保護世帯	掛金の100%	掛金の100%
2. 住民税非課税世帯 (世帯全員に限ります。)	掛金の50%	掛金の80%
3. 均等割のみ課税世帯 (世帯全員に限ります。)	掛金の30%	
4. 上記以外の全加入世帯		掛金の10%

減免要件1～3の減免を受けようとする場合は、「掛金減免申請書」を提出してください。

新規加入の方は、加入申請のとき

継続加入の方は、毎年2月から3月上旬に提出が必要です。

### 扶養共済加入者助成について

共済制度に加入している方の掛金負担を軽減するため、その一部を助成しています。

1. 助成は、掛金年額の3割です。(ただし、2口目についてのみ)
2. 2口目加入時に助成申請の手続きをとりますので、これにより毎年度加入者の掛金納付状況を確認のうえ、助成します。

### 福祉定期預金について

この福祉定期預金は下記の年金または手当の支給を受けておられる方にかぎり、利用できます。ただし、金融機関によって利用できない場合がありますので、各金融機関窓口でご確認ください。

	ご利用いただける方		ご利用いただける方
新年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者 「国民年金法」	共済年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 〔「国家公務員等共済組合法等改正法」 (旧)国家公務員共済組合法 (旧)公共企業体職員等共済組合法 「地方公務員等共済組合法等改正法」 (旧)市町村職員共済組合法 「私立学校教職員共済組合法等改正法」 「農林漁業団体職員共済組合法改正法」〕
	国民年金		児童扶養手当受給者 「児童扶養手当法」
	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者 「国民年金法改正法」	各種手当	特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」
	老齢特別給付金受給者 「厚生年金保険法等改正法」		医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保健手当受給者 「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」
厚生年金(船員保険含む)	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特例遺族年金受給者 寡婦年金受給者 鰥夫年金受給者 遺児年金受給者 「国民年金法等改正法」		

利用の際は確認のため、年金証書等を銀行の窓口へ提示して下さい。

詳しいことについては、各金融機関の窓口でお尋ね下さい。

## 生活保護制度について

病気や心身の障害、思いがけない事故等いろいろな事情により、真に生活に困った場合に、最低限度の生活を保障するとともに、自立の手助けをする制度です。

生活に困窮するすべての国民を対象としていますが、保護を受けるには、その利用できる資産、能力、その他あらゆるものを生活維持のために活用し、さらに、私的扶養、他の法律による給付を優先して活用することが要件とされています。

### 【資産の活用】

土地家屋、預貯金、生命保険、有価証券、貴金属、車等の資産は、売却、解約等により最低限度の生活維持のために活用することが要件となります（保有が認められるものもあります。福祉事務所が、世帯状況、地域住民の均衡から個別に判断します。）

### 【能力の活用】

稼働能力がある方は、十分その能力を活用することが要件となります。決して、病気や高齢が原因で働けない人が無理をして働くということではありません。

### 【扶養義務の履行】

親子、兄弟姉妹など扶養義務者から、生活に支障のない範囲内で、できる限りの援助をしてもらうことが要件となります。

### 【他法の活用】

年金や手当等、他の法律や制度による保障、援助等を優先的に利用することが要件となります。

以上の要件を満たしても、なお生活に困るときは、その程度に応じ、生活保護を受けることができます。

### 生活保護の単位

生活保護は世帯を単位として適用されます。世帯員全員の収入と国が定める最低生活費基準を比較して、生活保護を受けられるかどうかが決まります。しかし、例外的に世帯の一部を他の同居家族と分けて保護することがあります。これを世帯分離といいます。

例えば、入院が長くなり退院見込みがなく、医療費が家族の生活を圧迫している場合は、入院患者だけを他の家族と分けて保護することがあります。

生活保護は、生活の側面に応じて8つの種類に分けられています。

生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助
出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	介護扶助

身体障害者手帳（1級から3級）療育手帳（A、Bの一部）精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けると障害者加算がつきます。

### 歳末見舞金について

下記の障害のある方に対し、歳末見舞金を配布しています。

対象者 次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳1・2級所持者（所得制限有）
- (2) 療育手帳「A」所持者（所得制限有）
- (3) 特別児童扶養手当受給者
- (4) 身体障害者更生援護施設入所者
- (5) 知的障害者更生援護施設入所者

支給額 1世帯あたり 3,000円

時期 12月1日以降

配布方法 申請等の手続は不要です。

- (1)～(3) 各地区の民生委員児童委員協議会を通じて対象者に配布します。
- (4)～(5) 各施設長を通じて対象者に配布します。

### 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について

判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービス等を行い、安心して生活を送れるよう本人の権利を擁護します。

1. 利用できる方（利用はご本人との契約によります。）

市内在住の高齢者・知的障害のある方・精神に障害のある方等で判断能力が不十分な人

2. サービス内容

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き

福祉サービスの利用料を支払う手続き

福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

日常的金銭管理サービス

年金および福祉手当の受領に必要な手続き

医療費を支払う手続き

税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き

日用品等の代金を支払う手続き

～ の支払にともなう預貯金の払戻、預金の解約、預金の預入の手続き  
 および預貯金通帳・金融機関届出印の保管  
 書類等の預かりサービス（保管できる書類）  
 年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印・銀行印など

### 3 . 利用料金

サービス内容	区 分	利 用 料 金
福祉サービスの 利用援助  日常的金銭 管理サービス	生活保護受給世帯	無料
	住民税非課税世帯	1時間 600円 1時間を超える場合は30分毎に300円を加算
	住民税課税世帯	1時間 1,350円 1時間を超える場合は30分毎に325円を加算
書類等の預かり サービス	一 律	月額 250円

契約までの相談等は無料です。

1世帯で2名以上利用者がいる場合でも、利用料は1名分です。

### 成年後見制度について

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがあります。

このような、判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

\* 身上監護とは、介護・施設への入退所などの生活に配慮することをいいます。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

## 法定後見制度

従来の禁治産及び準禁治産の制度が「後見」「保佐」「補助」の制度（法定後見制度）に改められました。「補助」の制度は、軽度の精神上的障害により判断能力が不十分な方のために新設された制度です。また、禁治産及び準禁治産もそれぞれ「後見」及び「保佐」と改められました。

## 任意後見制度

本人が前もって代理人（任意後見人）に、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理・身上監護の事務について代理権を与える「任意後見契約」を公証人の作成する公正証書で結んでおく制度です。

## 補助・保佐・後見制度の対象となる人

	対 象 と な る 人
補 助	精神上的障害によって判断能力（利害の得失等を判断・理解する能力）が十分ではない人
保 佐	精神上的障害によって判断能力（利害の得失等を判断・理解する能力）が著しく不十分な人
後 見	精神上的障害によって判断能力（利害の得失等を判断・理解する能力）が全くない人

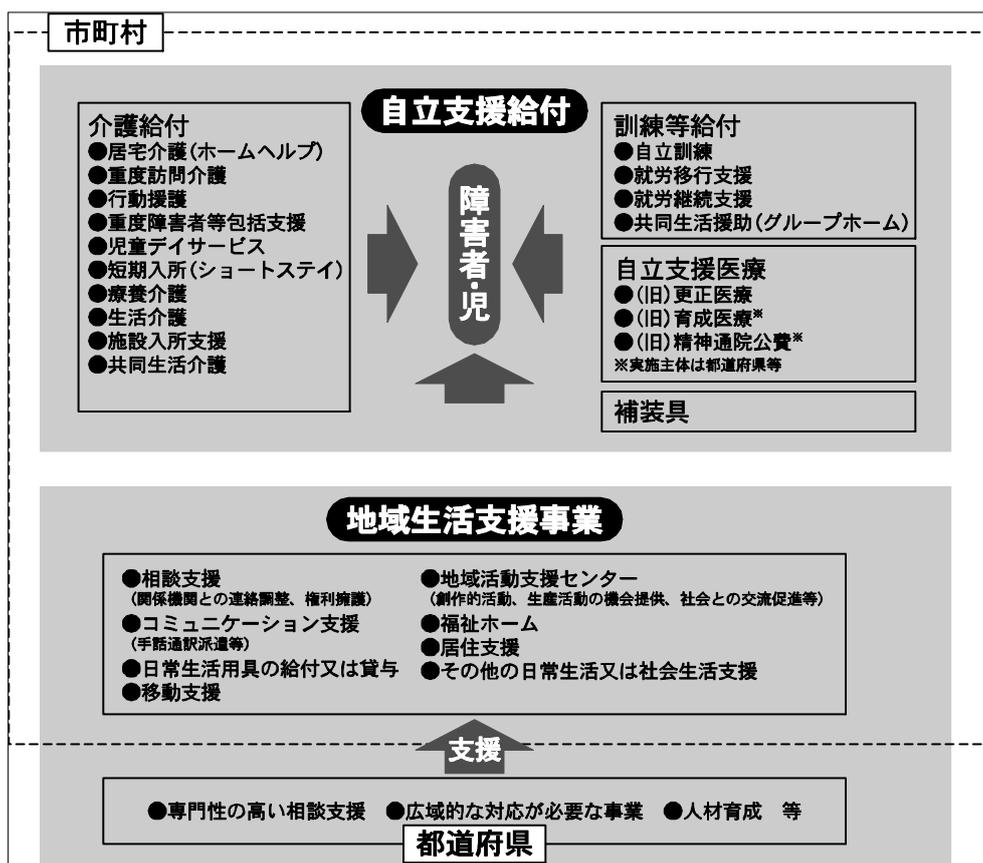
## 障害者自立支援法のあらまし

障害者自立支援法は、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある方が必要とするサービスを利用できるようにする制度として、平成18年4月からスタートしました。

### 障害者自立支援法の全体像

さまざまなサービスを組み合わせて、障害のある方の地域での生活を支援します。

サービス名称	内 容
介 護 給 付	障害の程度が一定以上の人に、生活上または療養上必要な支援を行います。
訓 練 等 給 付	身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。
自 立 支 援 医 療	精神通院公費及び更正・育成医療の3つの公費負担医療が一本化されます。
補 装 具	補装具の購入や修理にかかる費用が支給されます。
地 域 生 活 支 援 事 業	障害のある方が安心して地域で生活するための事業を行います。



## 1. 利用者負担について

サービスを利用した場合の負担については、原則として世帯の負担能力に応じて1ヶ月の上限額が設定されます。なお、サービス利用量が少ない方は、サービス費用の1割の額が設定される上限額より低い場合、1割負担となります。

通所施設、入所施設を利用している場合は、食費や光熱水費が自己負担となります。

### 世帯の範囲

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

### 月額負担上限額の設定

区 分	月 額 負 担 上 限 額
生 活 保 護	0円
低 所 得 1	1,500円
低 所 得 2	3,000円(通所のみ、もしくは通所と短期入所利用の場合、1,500円)
一 般	9,300円(市町村民税所得割16万円未満) 37,200円(市町村民税所得割16万円以上)
障害のある児童 のいる世帯	一般 4,600円(市町村民税所得割28万円未満) " 37,200円( " " 以上)

(20歳未満の入所施設利用者は、月額負担上限額を4分の1に軽減)

個別減免(月額負担上限額の区分が、低所得1又は低所得2の方のみ)

- ・入所施設(20歳以上)やグループホームを利用する場合、定率負担の個別減免が行なわれず。

### 高額障害福祉サービス費

同一世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している方が介護保険のサービスを利用した場合など、4区分の月額負担上限額を超えた分が高額障害サービス費として支給されます。

補足給付（月額負担上限額の区分が、低所得 1 又は低所得 2 の方）

- ・入所施設利用の方の食費、光熱水費実費負担の軽減を行います。

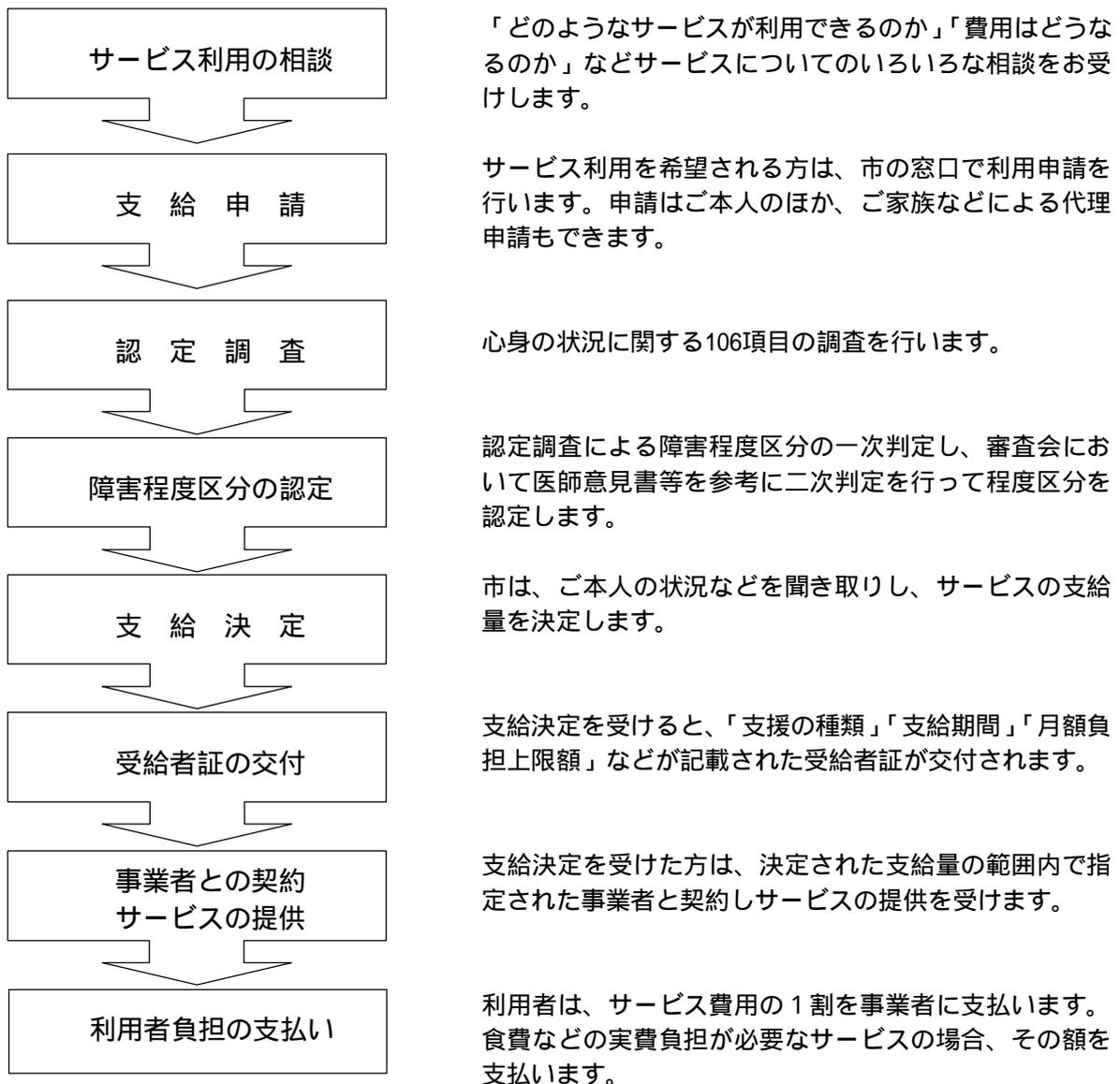
通所施設利用者の食費実費負担軽減（月額負担上限額の区分が、低所得 1、低所得 2 又は一般（市町村民税所得割16万円未満）の方）

- ・通所施設利用者の方の食費実費負担のうち、人件費分を軽減します。

生活保護への移行防止策

定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで月額負担上限額を引き下げるとともに、食事等実費負担も引き下げます。

## 2. サービス利用の流れ



サービスを利用する際、必要に応じて相談支援事業者と「サービス利用計画」を立てて利用することもできます。

### 3. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある方が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、平成18年10月から次の事業を実施しています。

#### 例 金沢市

事業名	事業内容
(1) 相談支援事業	
相談支援事業	障害のある方の相談に応じ、情報の提供や必要な支援を行う。
ア 障害者相談支援事業	障害のある方の生活相談やサービスに関する調整を行う。
イ 障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児(者)の療育相談を行う。
成年後見制度利用支援事業	身寄りのない知的、精神に障害のある方を対象に、家庭裁判所への申し立てを支援する。
(2) コミュニケーション支援事業	意志疎通を図ることに支障がある障害のある方を対象に手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う。
(3) 日常生活用具給付等事業	障害の種類、程度に応じた日常生活用具の給付を行う。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、移動用リフトなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、つえ、火災警報器など
在宅療養等支援用具	透析液加温器、たん吸引器など
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器など
排泄管理支援用具	ストマ用装具など
居宅生活動作補助用具	住宅改修費
(4) 移動支援事業	屋外での移動が困難な視覚に障害のある方や両上下肢に重度障害のある方、知的、精神に障害のある方に外出の支援を行う。
(5) 地域活動支援センター	創作的活動、生産活動の提供や社会交流の促進などを行う。
(6) その他の事業	
福祉ホーム事業	管理人から日常生活の支援を受けることができる低額な居室を提供する。
訪問入浴サービス事業	施設に通所することも困難な重度障害の方を対象に、巡回入浴車による入浴サービスを提供する。
更生訓練費給付事業	就労移行支援及び自立訓練事業を利用する障害のある方に、社会復帰のための実習・訓練費を支給する。
生活支援事業	日常生活上必要な訓練を行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する。 ・視覚障害者歩行訓練士派遣 ・盲ろう者生活訓練 ・中途失聴者生活訓練 ・重度視覚障害者生活訓練 ・聴覚障害者生活訓練 ・精神障害者社会参加支援 ・精神障害者就労促進
日中一時支援事業	障害のある方の日帰りの短期入所事業。
生活サポート事業	障害程度区分認定「非該当」の方を対象に家事援助を支援する。
社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動を行うことで、障害のある方の社会参加を促進することを目的とする。
ア スポーツ・レクリエーション教室開催事業	・ふれあい運動会 ・ほほえみスポーツフェスタ金沢
イ 文化講座開催等事業	・障害のあるひとの作品展 ・ふれあいコンサート
ウ 自動車運転免許取得事業	運転免許取得のために要した費用を助成する。
エ 自動車改造助成事業	身体に障害のある方が所有する自動車の改造費用を助成する。

## 暮らしのあらし

日常生活におけるさまざまな負担を軽減し、社会活動に参加できるよう、つぎの施策が行われています。

身体の障害を補う  
ために ————— 補装具の交付

日常生活の不便を  
補うために ————— { 日常生活用具の給付・貸与、視覚障害者用ワー  
ドプロセッサ共同利用、紙おむつ給付、点  
字広報・拡大版広報・録音広報

児童の心身の発達  
のために ————— 統合保育

各種割引・減免 ————— { JR旅客運賃・北陸鉄道のバス・電車運賃・  
私鉄の運賃・航空運賃・有料道路通行料・  
NHK放送受信料の減免、公共施設の入場料等  
の割引

社会活動に参加で  
きるように ————— { 福祉タクシー、福祉有償運送サービス、福祉  
バス、自動車改造費助成、自動車免許取得訓  
練費助成、駐車禁止除外指定、手話通訳等  
の派遣、車椅子の貸出、不在者投票、点字・代  
理投票、障害のあるひとの作品展、聴覚障害  
者相談事業、盲導犬給付

## JR 旅客運賃の割引とは

障害のある方がJR線を利用して旅行する場合、運賃等が割引になります。

- 1．対象となるのは、身体障害者手帳および療育手帳所持者です。
- 2．第1種および第2種の区分は、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に記入されており、第1種というのは本人および介護者の方が、第2種というのは本人の方が割引になります。
- 3．割引率は、5割です。(小児定期乗車券は割引なし)
- 4．割引を受けるには、手帳を乗車券発売窓口に呈示し、行先、乗車券類の種類等を口頭又はメモの呈示により申込みます。
- 5．割引になるのは、次の種類の乗車券類です。

種 類	第1種身体障害者 及び知的障害者	第2種身体障害者 及び知的障害者
普通乗車券	単独または介護者とともに乗る場合。ただし単独で乗る場合は片道100kmをこえないと割引にならない。	単独で片道100kmをこえて乗る場合
急行券	介護者とともに乗る場合	割引にならない
普通回数乗車券	"	"
定期乗車券	"	12歳未満の障害のある方が介護者とともに乗る場合。

(特別急行列車に対する特別急行券は除かれます。)

- 6．第1種身体障害者及び知的障害者が、介護者とともに乗る場合は、介護者についても割引になります。
- 7．乗車券購入のさい、乗車中には必ず手帳を保持し、求められたら呈示してください。
- 8．乳幼児(6歳未満)が身体障害者および知的障害者で介護者とともに乗る場合、本人は無料で、介護者は割引になります。なお、障害のある方が1人で指定席や寝台車を利用する場合は、割引のこども運賃等が必要です。

## 例 北陸鉄道バス・電車運賃の割引とは

(バス) ...市内近郊路線バス、県内特急バス等

[対象者] 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

1. 現金で乗車される時は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の提示のみで半額に取り扱っています。(5円の端数は10円に切り上げになります。)
2. 身体に障害のある方、知的障害のある方及び精神に障害のある方が介護者と共に乗る場合は、介護者についても割引になります(係員が必要とみなした場合)。(介護者は障害のある方と同伴のある場合に限る。)
3. 定期券の場合には、所定定期運賃額の3割引になります。
4. ICカード(アイカ)利用の場合、特別割引登録(障害者割引)をすれば引き去り運賃が半額になります。また、30分以内の乗り継ぎにより次のバスで20円が割り引かれます。購入時およびバス利用時(手帳に挟んでご利用下さい。)に手帳提示が必要です。  
県外都市とを結ぶ高速バスについては、身体障害者手帳、療育手帳所持者のみ割引になります。

#### (電車)

〔対象者〕身体障害者手帳、療育手帳所持者

1. 現金の場合は、半額に相当する運賃とともに手帳を提示して乗車します。  
(5円の端数は10円に切り上げになります。)
2. 定期券の場合は、割引になることもあります。

#### 私鉄運賃の割引とは

石川県内では小松バス、能登島交通バスも上記と同様の割引を行っています。また他都道府県の私鉄においても、割引制度があります。首都圏の大手私鉄についてはJR旅客運賃の割引と同じ扱いですが、くわしくは利用される私鉄各社にお問い合わせください。

#### 航空運賃の割引とは

航空運賃の割引とは

1. 満12歳以上の第1種身体障害者及び第1種知的障害者が満12歳以上の介護者と共に、又は単独で旅行する場合、割引になります。第2種身体障害者及び第2種知的障害者は、本人のみ割引になります。
2. 第1種、第2種の区分と手帳の記載については、「JR旅客運賃の割引」の項を

ごらんください。

3．割引を受けるには、航空券販売窓口到手帳を呈示して行います。

4．割引運賃の適用区間及び割引率は、利用される各航空会社にお問い合わせ下さい。

(参考)小松空港駐車場料金についても割引があります。

割引額 5割引(出口で手帳を提示するため、第2駐車場に限る)

対象者 身体障害者手帳所持者

#### 有料道路の通行料金割引とは

高速道路などの通行料金が割引になるものです。

1．対象となるのは、身体障害者手帳の交付を受けている方が手帳に登録された車を運転する場合、または1種の手帳および療育手帳Aを所持している方(以下「重度障害のある方」という。)が手帳に登録された車に乗車し、介護者が運転する場合です。

2．登録できる自動車は原則として車検証上の「所有者の氏名又は名称」が本人又は本人の親族等(ただし、本人以外の方が運転する場合でこれの方が自動車を所有しない場合は、その障害のある方を継続して日常的に介護している方)が所有するもの1台に限ります。

なお、自動車は、「自家用」で、かつ以下の要件を満たす必要があります。

- ・乗車定員が10人以下の乗用自動車又は特種用途自動車(車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車に限る)

- ・乗車定員が4人以上10人以下の貨物自動車で後部座席が設置され、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの

- ・総排気量が125ccを超える二輪自動車

車体に店舗名等のペイントが施されていて、外見上営業用の自動車と認められる場合は登録できません。

また、登録された自動車であっても、けん引した状態で通行される場合は、割引は受けられません。

3．割引を受けられる有料道路は、石川県内の場合、次のとおりです。

北陸自動車道 能登有料道路 川北大橋有料道路 田鶴浜有料道路 白山  
スーパー林道

- 4．割引率は50%以内です。
- 5．割引を受けるためには、手帳に車両番号と割引有効期限の登録申請が必要です。  
(重度障害のある方で本人以外の運転による場合は介護者運転の登録が必要です。)
- 6．北陸自動車道等の高速道路を通行する場合には、料金を支払う際に各料金所で、手帳に記載の車両番号と割引有効期限を収受員に呈示して下さい。

事前にETCノンストップ走行による割引登録を行っている場合は、登録した車両とETCカードの組み合わせでご利用下さい。なお、ETCノンストップ走行による割引登録を行っている場合で、入口料金所または出口料金所で何らかの理由によりETCノンストップ走行ができなかった場合には出口料金所で手帳を呈示していただく必要があります。(手帳の呈示がないと割引は受けられません。)

記載の車両番号以外の車両での通行、または手帳に記載の有効期限を過ぎた後での通行の場合には、割引を受けることができませんのでご注意ください。

#### 手帳への登録手続きと証明印

例 金沢市

<窓口> 金沢市役所福祉と健康の総合窓口(81～86番)

泉野福祉健康センター  (代)242 - 1131

元町福祉健康センター  (代)251 - 0200

駅西福祉健康センター  (代)234 - 5103

<お持ちいただくもの>

- 1．手帳
- 2．運転免許証(本人運転のみ)
- 3．車検証
- 4．本人名義のETCカード(ETCの登録を行う場合)
- 5．ETC車載器セットアップ申込書・証明書(ETCの登録を行う場合)

#### NHK放送受信料の減免とは

申請により、NHKの放送受信料が全額免除または半額免除になります。

**【全額免除】**

世帯構成員のどなたかが、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のいずれかをお持ちで、世帯全員が市町村民税非課税の場合

**【半額免除】**

以下のいずれかにあてはまる方が、世帯主でかつ受信契約者の場合

視覚・聴覚に障害のある方（身体障害者手帳をお持ちの方）

重度障害のある方

身体障害者手帳（1、2級）

療育手帳（A）

精神障害者保健福祉手帳（1級）

「免除申請書」は障害福祉課または福祉健康センターで作成いただき、NHKへ提出して下さい。

手続きに必要なもの・・・障害者手帳、認印

## 障害のある方に対する施設入場料割引状況一覧

### 例 石川県

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示する必要があります。

施設の名称	割引額	問合せ先
金沢21世紀美術館	本人、介護者...団体料金に割引(主催展覧会のみ)	電話 220-2800 Fax 220-2802
中村記念美術館	本人、介護者...200円(通常は300円)	電話 221-0751 Fax 221-0753
金沢蓄音器館		電話 232-3066 Fax 232-3079
妙立寺(忍者寺)	本人...600円(通常は800円)	電話 241-0888
のとじま水族館	療育手帳A、身障手帳1～3級又は精神障害者保健福祉手帳1～2級...本人、介護者1名まで無料 療育手帳B、身障手帳4～6級又は精神障害者保健福祉手帳3級...本人のみ無料	電話 0767-84-1271 Fax 0767-84-1273
いしかわ動物園		電話 0761-51-8500 Fax 0761-51-8504
ふれあい昆虫館		電話 272-3417 Fax 273-9970
辰口丘陵公園		電話 0761-51-3505
温水プール		Fax 0761-51-3505
県立美術館		常設展、企画展(県主催)...団体割引額 <祝日のみ> 常設展...無料 企画展(県主催)...団体割引額
白山ろく民俗資料館	本人、介護者...無料	電話・Fax 259-2665
県立歴史博物館	常設展、特別展...団体割引額 <祝日のみ> 常設展...無料 特別展...団体割引額	電話 262-3236 Fax 262-1836
健民海浜プール	個人の利用については200円 (障害福祉関係の学校、団体は無料(事前申込要))	電話 267-2266 Fax 267-2267
県立体育施設等 (石川県スポーツ健康課)	本人、介護者...無料	電話 225-1851 Fax 225-1854
兼六園	本人、介護者...無料	電話 234-3800 Fax 234-5292
(財)輪島漆芸美術館	身障手帳、療育手帳...本人無料 身障手帳1～2級...本人、介護者1名まで無料	電話 0768-22-9788 Fax 0768-22-9789
石川四高記念文化交流館 (石川近代文学館)	本人...団体割引額 介護者...障害のある方1名につき、介護者1名無料	電話 262-5464 Fax 261-1609

なお、割引額、対象者に変更のある場合がありますので、必ず各施設へお問い合わせの上、ご確認下さい。

## 福祉タクシーとは

バスを利用することが困難な重度の障害がある方に対し、その社会参加を促進し、福祉を増進するため、福祉タクシー利用料金の一部を助成します。

- 1．助成の対象となるのは、身体障害者手帳を所持し下肢障害の1～2級の方、視覚・体幹障害1～3級の方、内部障害1級の方、療育手帳を所持し程度記号Aの方ならびに精神障害者保健福祉手帳を所持する1～2級の方です（ただし市町村民税所得割が16万円以上課税されている方、施設に入所している方および自動車を持ち、運転できる人は除かれます）
- 2．助成額は、乗車1回ごとに、小型車の初乗り運賃相当額以内です。
- 3．利用者が乗車券を利用する場合は、身体障害者手帳もしくは療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を福祉タクシーの運転者に提示しなければなりません。
- 4．福祉タクシー乗車券は申請によって交付します。

乗車券1冊は、身体障害者手帳又は療育手帳を所持する方は36枚、精神障害者保健福祉手帳を所持する方は24枚が綴っており、1人年間1冊お渡しします。

なお、年度の中途に初めて申請される場合は、月割した枚数をお渡しします。

- 5．福祉タクシーに乗車したときは乗車1回ごとに、乗車券1枚を運転者に手渡します。

この場合、タクシー運賃が小型車の初乗り運賃相当額を超えるときは、その超える額を運転者に支払います。

なお、前年度交付を受けた方は、各市民センター・各福祉健康センターで申請できます。

お持ちいただくもの

- 1．手帳
- 2．認印
- 3．前年度の福祉タクシー乗車券綴（前年度交付を受けた方のみ）

#### タクシー運賃の障害者割引とは

- 1．割引の適用を受けることが出来る方は、身体障害者手帳又は療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳（タクシー事業者によって出来ない場合があります）の交付を受けておられる方でその手帳を乗務員に提示された場合です。
- 2．割引後の運賃の額は、タクシーメーター器表示額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額になります。

#### 福祉有償運送サービスとは

- 1．障害のある方、要介護者、要支援者等で単独では公共交通機関の利用が困難な方を対象とした運送サービスです。
- 2．あらかじめ会員登録をする必要があります。
- 3．利用料は、タクシー運賃の概ね2分の1です。
- 4．利用方法などくわしくは各事業所へお問い合わせください。

### 障害者福祉バスとは

- 1．障害のある方の社会参加促進および障害のある方を構成員とする団体等の活動の育成を図るためリフト付バス（乗車定員座席28人、車椅子席4人計32人）を運行させるものです。
- 2．利用の対象となるのは、障害のある方（児）の団体です（保護者および介護者を含む）。
- 3．利用希望日の3ヶ月前から予約可能で、予約後速やかに申込書を提出することが必要です。
- 4．利用料金および燃料代は無料です。ただし、有料自動車道等の利用料金、利用中の駐車料は利用団体の負担です。
- 5．その他、利用日、利用時間、利用制限等が決められていますので、くわしくは障害福祉課にお尋ねください。

### 自動車改造費助成とは

- 1．身体に重度の障害のある方が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成するものです。
- 2．対象となるのは、身体障害者手帳の交付を受けている1級、2級及び3級の上肢、下肢または体幹機能障害者で、特別障害者手当の所得制限の限度額を超えない方です。（特別障害者手当所得制限基準額表）
- 3．改造する自動車は、障害のある方が自ら所有し運転するものに限られます。
- 4．改造する箇所は、自動車の駆動装置、操向装置等です。
- 5．助成額は10万円以内です。
- 6．助成の申請は、自動車の改造・購入前にしなければなりません。

例 金沢市

窓口 金沢市役所 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

問い合わせ先 障害福祉課  220 - 2289

### 自動車免許取得費助成とは

- 1．障害のある方の就労等の社会参加を促進するため、自動車の運転免許取得に直接要した費用の一部を助成するものです。

2. 対象となるのは、以下の方です。

(1) 下肢及び体幹に障害のある方は1級から3級、その他の身体障害では、1級又は2級の方

(2) (1)以外の級別の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者で特別障害者手当の所得制限の限度額を超えない方

3. 助成額は免許取得に要した費用のうち、3分の2以内の額で、10万円を限度とします。

4. 運転免許の取得後、6ヶ月以内に申請してください。

例 金沢市

窓口 金沢市役所 福祉と健康の総合窓口(81~86番)

問い合わせ先 障害福祉課  220 - 2289

## 選 挙

体の不自由な方でも選挙ができるよう、次の制度があります。

### 郵便等による不在者投票制度

投票所へ行けない場合に、投票用紙と投票用封筒の交付を受け、郵便等により投票するものです。

1. 対象となるのは、以下の方です。

(1) 両下肢、体幹又は移動機能の障害 1級又は2級の方

(2) 内臓機能障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸)1級又は3級の方

(3) 免疫又は**肝臓**の障害 1級から3級までの方

(4) 介護保険の被保険者証の状態区分「要介護5」の方

2. 該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。そして選挙があるときは、選挙当日の4日前まで(必着)に所定の請求書に郵便等投票証明書を添えて、投票用紙と投票用封筒の交付を請求します。

3. 交付を受けた投票用紙に、候補者の氏名を自分で書いて郵便で選挙管理委員会へ送りますが、郵便の選挙管理委員会への到着が投票当日に間に合わない場合は、無効になりますからご注意ください。

なお、郵便等による不在者投票ができる方のうち一定の障害の程度に該当す

る方について「代理記載制度」が利用できます。

郵便等投票証明書の交付申請に必要なもの（お持ちいただくもの）

- 1．身体障害者手帳又は介護保険被保険者証
- 2．交付申請書（署名が必要です）

# 税 金

障害のある方や扶養親族の方々については、税制上で、つぎのような措置が設けられています。

- 所得から控除されるもの—— 所得税および市・県民税の障害者控除
- 税額から控除されるもの—— 相続税の控除
- 免税になるもの —— { 自動車にかかる諸税の免除  
給付金に関する免税
- 非課税になるもの —— 消費税の身体障害者用物品の譲渡・貸付け等

**障害のある方に関する所得税および市・県民税の控除について**

納税者本人が障害のある方であったり、あるいは控除対象配偶者、扶養親族が障害のある方であるとき、障害者控除が認められるとともに 扶養控除や配偶者控除が割増する場合があります。

1. 控除の額は、次のとおりです。

**障害者控除**

区 分	控 除 額	所得税	市・県民税
障 害 者		27 <sup>万円</sup>	26 <sup>万円</sup>
特 別 障 害 者		40 "	30 "

**扶養控除・配偶者控除**

区 分		控 除 額	所得税	市・県民税
同居特別 障 害 者	一般の扶養親族		73 <sup>万円</sup>	56 <sup>万円</sup>
	特定扶養親族		98 "	68 "
	老人扶養親族	同居老親等	93 "	68 "
		同居老親等以外	83 "	61 "
		一般の控除対象配偶者	73 "	56 "
		老人控除対象配偶者	83 "	61 "

特別障害者とは、身体障害者手帳の等級が、1級または2級の方、精神障害者保健福祉手帳が1級の方、重度の知的障害とされた方等です。

控除対象配偶者、扶養親族とは

生計を一にする配偶者その他の親族、児童福祉法により里親に委託された児童（いわゆる里子）および市町村長から養護を委託された老人のうち、所得金額の合計額が38万円以下である方（青色事業専従者として給与の支払いを受ける者および白色事業専従者を除く。）

老人控除対象配偶者、老人扶養親族とは

控除対象配偶者または扶養親族のうち、年齢70歳以上の方。

特定扶養親族とは

扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の方。

同居老親等とは

老人扶養親族のうち、納税者本人またはその配偶者の直系尊属で、かつ、本人またはその配偶者のいずれかとの同居を常況としている方。

同居特別障害者とは

控除対象配偶者または扶養親族のうち、特別障害者で、かつ、納税者本人またはその配偶者もしくはその本人と生計を一にするその他の親族との同居を常況としている方。

- 2．給与を受けている場合は、年末調整の際、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の障害者控除欄に、手帳番号・障害名・等級など必要事項を記入して控除を受けます。
- 3．自営業などであれば、確定申告の際、確定申告書の障害者控除欄に必要事項を記入して控除を受けます。
- 4．年末調整の際、記入もれとなった場合でも、確定申告を行うことにより控除を受けることができます。

心身障害者扶養共済掛金の控除について

扶養共済に加入している方については、掛金が所得税や市・県民税の控除対象になります。

- 1．年末調整または確定申告の際、給与所得者の保険料控除申告書または確定申告書の「小規模企業共済等掛金控除」欄に地方公共団体が実施する心身障害者扶養制度に基づいて支払った掛金の額を記入します。

2. 掛金の証明書は、毎年県から加入者あて送られますので、それを申告書に添付するか、または提示する必要があります。

#### 相続税の障害者控除について

相続人が障害のある方の場合、70歳に達するまでの年数1年につき6万円(特別障害者の場合は12万円)が控除されます。

#### 給付金の免除について

福祉等の法律に基づく、次のような給付金については、国税・地方税とも課税の対象にはなりません。

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当、児童扶養手当、児童手当、障害基礎年金、障害厚生年金、心身障害者扶養保険制度に基づく年金

#### 自動車にかかる諸税の免税について

(自動車税、自動車取得税)

##### 減免の対象となる自動車

1. 障害のある方自身が取得または所有する自家用車(家族が運転する場合で、身体に障害のある方が18歳未満または知的に障害のある方・精神に障害のある方の場合は、その人と生計を一にする者が取得または所有する自家用車を含む。)で、障害のある方1人につき1台です。
2. 家族および常時介護者が運転する場合で減免になるのは、障害のある方の通院・通学等に利用されていることが必要です。(通院の頻度は月2回以上)

3. 対象となるのは、下表の障害の区分と等級に該当する方（図中の ■）です。

区 分		本人運転の場合						生計を一にする者の運転の場合					
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
障害	等級												
視 覚 障 害		■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	
聴 覚 障 害			■	■					■	■			
平 衡 機 能 障 害				■		■				■		■	
上 肢 不 自 由		■	■					■	■				
下 肢 不 自 由		■	■	■	■	■		■	■	■			
体 幹 不 自 由		■	■	■		■		■	■	■			
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢 機能	■	■	一上肢にのみ障害が ある場合は除く				■	■	一上肢にのみ障害が ある場合は除く			
	移動 機能	■	■	■	■	■		■	■	■	一下肢にのみ障害が ある場合は除く		
内 部 障 害		■		■				■		■			
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害		■	■	■				■	■	■			
<b>肝 臓 機 能 障 害</b>		■	■	■				■	■	■			
音 声 機 能 障 害				■	頸部に気管孔を 設け呼吸しなけ ればならないも のに限る					■	頸部に気管孔を 設け呼吸しなけ ればならないも のに限る		
知 的 障 害		重度（療育A） Bは該当しない											
精 神 障 害		1級											

2つ以上の重複障害がある場合で当該等級より上位の等級となっているものは、当該上位の等級を減免に対応する等級とします。

4. 減免措置を受けようとするときは、県税事務所または県税務課に申請することが必要です。

例 石川県

窓口および申請期限等

	窓口	申請期限等
自動車をすでに所有している場合	県税事務所 263 - 8834	納期限まで 自動車税全額免除
	県税務課 225 - 1273	納期限後～2月まで 自動車税月割減免
自動車を新規登録する場合	税務課分室 291 - 0585	登録と同時に申請 取得税、自動車税全額減免

5. 減免措置を受けようとするときは、税の納期限までに県税事務所または県税務課に申請することが必要です。

お持ちいただくもの

- (1) 手帳
- (2) 運転免許証（表裏のコピーでも可）
- (3) 世帯全員が記載されている住民票（続柄の記載があるもの）
- (4) 証明書
 

通院の場合.....	通院証明(病状と通院回数を記載)
通学の場合.....	通学証明
生業の場合.....	民生委員の証明
事務所勤務の場合...	通勤証明

決められた様式はありません。通学、生業、通勤の場合は、減免を受けようとする自動車を使用している旨を記載してください。

- (5) 納税通知書（新規登録の場合は不要）
- (6) 介護者の住民票

本人運転の場合は(1)、(2)、(5)

家族運転 " (1) ~ (5)

介護者運転 " (1) ~ (6)

介護者運転の場合(4) 証明書は、下記の「運行計画書」及び「証明書」の写しで代用可です。

介護者運転で申請される場合はあらかじめ常時介護者としての証明を受けていただく必要があります。

手続については障害福祉課(220 - 2289)にお問い合わせください。

提出書類	・ 運行計画書	}	用紙は障害福祉課にあります。
	・ 証明書 (通院等)		
	・ 誓約書		
	・ 申請書 (認印必要)		

自動車税の賦課期日以降に身体障害者手帳等を交付された場合で、減免の申請がなされたときは、当該申請日の属する月の翌月分から当該年度の3月分までの税額が免除されます。

〔	賦課期日：新たに取得する自動車	当該自動車を運輸支局で登録する日	〕
	既に所有している自動車	毎年4月1日	

減免申請に関する詳しい情報は石川県税務課ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.ishikawa.jp/zei/index.html>

### (軽自動車税)

軽自動車税について、以下のような減免制度があります。ご希望の方は申請が必要です。

なお、一度減免を承認された場合でも、車の買い換えや車両番号の変更があった場合などには、もう一度減免手続きが必要になります。

- ・ 申請期間 毎年5月上旬(納税通知書発送後) ~ 納期限5日前まで
- ・ 窓口例 金沢市 税務課  220 - 2147

### 減免の種類

障害のある方の減免

減免の対象となる軽自動車

1. 障害のある方自身が取得または所有する自家用車（身体に障害のある方が18歳未満または知的障害のある方・精神に障害のある方の場合は、その方と生計を一にする方が取得または所有する自家用車を含む。）で、障害のある方1人につき1台です。
2. 家族および常時介護者が運転する場合で減免になるのは、その自動車障害のある方所有の車で、障害のある方の通院・通学等に利用されていることが必要です。
3. 対象となるのは次頁の障害の区分と等級に該当する方（図中の■）です。
4. 毎年4月1日現在で手帳をお持ちの方が対象です。  
（4月2日以降に手帳の交付を受けた場合、翌年度に減免申請してください。）

お持ちいただくもの

- (1) 手帳（精神（1級）の手帳の場合は、自立支援医療（精神通院医療）受給者証も必要です。）
- (2) 認印
- (3) 運転免許証（本人運転 本人の免許証、家族運転 家族の免許証）
- (4) 納税通知書

対象となるのは、下表の障害の区分と等級に該当する方（図中の■）です。

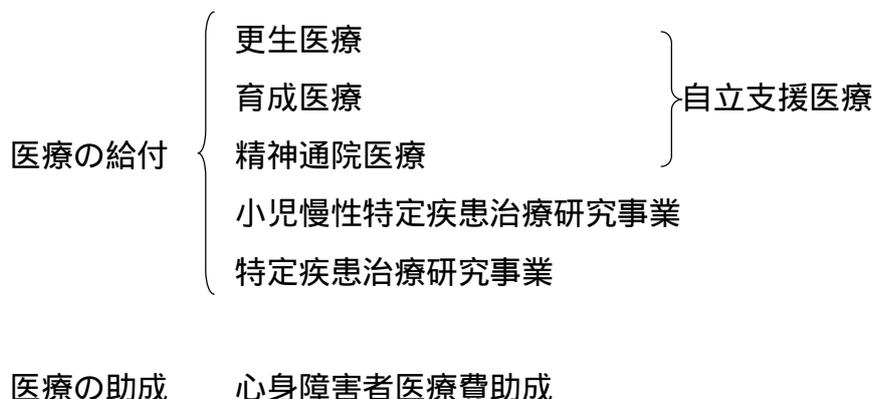
区 分 等級		本人運転の場合						生計を一にする者の運転の場合					
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
視 覚 障 害		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
聴 覚 障 害			■	■					■	■			
平 衡 機 能 障 害				■		■				■		■	
上 肢 不 自 由		■	■	2級の1、2まで				■	■	2級の1、2まで			
下 肢 不 自 由		■	■	■	■	■	■			3級の1まで			
体 幹 不 自 由		■	■			■		■	■	■			
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	■	■	(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)				■	■	(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)			
	移動機能	■	■	■	■	■	■	■	■	(3級で、一下肢のみに障害がある場合を除く。)			

内部機能障害 (心臓、腎臓、呼吸器、 膀胱、直腸、小腸)												
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害												
<b>肝臓機能障害</b>												
音声機能障害				喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)								
知的障害	重度（療育A） Bは該当しない											
精神障害	1級（ 自立支援医療（精神通院医療）の受給者証の交付を受けている者に限る ）											

2つ以上の重複障害があり総合等級となっている場合は、各障害の個別等級により減免の可否を決定しますので、詳細はお問い合わせください。

## 健康と医療

障害の原因となった病気、あるいはその他一般的な病気の治療にともなう経済的負担の軽減をはかるため、医療の給付や自己負担分の助成などの制度があります。



### 更生医療とは

1. 身体上の障害を軽くしたり、取り除いたりするための医療で、職業能力を増進したり、日常生活を容易にすることを目的としています。
2. 対象となるのは、18歳以上で身体障害者手帳を所持する方です。

ただし、心臓機能障害者に対する医療は心臓疾患に対する手術、心臓移植術およびこれに伴う医療に限られ、いわゆる内科的治療のみのものは除きます。

じん臓機能障害者に対する給付は人工透析療法、じん臓移植術およびこれに伴う医療に限られます。

肝臓機能障害に対する給付は、肝移植術及びこれに伴う医療に限られます。

3. 自己負担は原則、医療費の1割負担ですが、世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの上限額が設定されます。

例 金沢市

問い合わせ先 健康総務課 ☎ 220 - 2233

### 育成医療とは

1. 更生医療と同じように障害を取り除いたり軽くして生活しやすくすることを目的とした医療ですが対象は18歳未満の児童に限られます。「自立支援医療受

給者証（育成医療）」の交付を受け「指定医療機関」に提示すると給付を受けることができます。

2．対象とする障害は、

肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語そしゃく機能障害、内臓障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及び肝臓機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る。）ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

3．ご家族の市民税額に応じ一部負担上限額が決まります。

例 金沢市

窓口	泉野福祉健康センター	☎	(代)242 - 1131
	元町福祉健康センター	☎	(代)251 - 0200
	駅西福祉健康センター	☎	(代)234 - 5103
問い合わせ先	地域保健課	☎	(代)234 - 5102

小児慢性特定疾患治療研究事業とは

- 1．小児の慢性疾患は治療が長期にわたるため、特定の疾患について、その疾患の研究を推進し医療の確立と普及を図り、また、患者の医療費の負担軽減を目的として、医療の給付を行う制度です。
- 2．対象となるのは、18歳未満の児童がつぎの慢性疾患群に定められる疾患にかかったときです。（20歳未満まで延長可能）

<対象疾患群>

- (1) 悪性新生物
- (2) 慢性腎疾患
- (3) 慢性呼吸器疾患
- (4) 慢性心疾患
- (5) 内分泌疾患
- (6) 膠原病
- (7) 糖尿病
- (8) 先天性代謝異常
- (9) 血友病等血液疾患・免疫疾患

(10) 神経・筋疾患

(11) 慢性消化器疾患

上記の疾患群に含まれる個別の疾患が約510疾患あり、疾患によっては対象基準等もありますので、かかりつけの医療機関などでご相談ください。

3. 患者の生計を主とする方（保護者）の所得課税額に応じて一部自己負担があります。 疾患や病状（重症患者認定）により一部自己負担がない場合もあります。

例 金沢市

窓口	泉野福祉健康センター	☎	(代)242 - 1131
	元町福祉健康センター	☎	(代)251 - 0200
	駅西福祉健康センター	☎	(代)234 - 5103
問い合わせ先	地域保健課	☎	(代)234 - 5102

心身障害者医療費助成とは

国民健康保険や社会保険等を用いて医療を受けたときの自己負担分を助成するもので、助成を受けようとする場合には申請が必要です。医療保険を用いることができるどんな病気でも助成しますが、医療保険のきかない費用(差額ベッド代、入院時の食事代、介護保険制度によるサービス利用料の自己負担額等)は助成の対象経費になりません。

1. 65歳未満

対象者 身体障害者1～3級及び療育手帳の所持者もしくはIQ35以下の方  
(所得制限あり(別表))

助成額 保険診療による自己負担額の金額(ただし、療育手帳Bの場合は入院分のみ)

2. 65歳以上

対象者 身体障害者1～3級、4級の音声機能・言語機能の著しい障害、  
4級の下肢障害の一部及び療育手帳の所持者もしくはIQ35以下の方  
(所得制限あり(別表))

助成額 保険診療による自己負担額の金額(ただし、療育手帳Bの場合は入院分のみ)

(別表)

所得制限限度額早見表

- ・受給者本人の所得制限限度額

(下記の所得金額を超えるととき 助成停止)

(円)

区	分	扶養親族の数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
老人扶養親族等の数	0人	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	5,504,000
	1人		4,084,000	4,464,000	4,844,000	5,224,000	5,604,000
	2人			4,564,000	4,944,000	5,324,000	5,704,000
	3人				5,044,000	5,424,000	5,804,000
	4人					5,524,000	5,904,000
	5人						6,004,000

- ・配偶者または扶養義務者の所得制限限度額

(下記の所得金額以上であるとき 助成停止)

(円)

区	分	扶養親族の数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
老人扶養親族の数	0人	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	7,388,000
	1人		6,536,000	6,809,000	7,022,000	7,235,000	7,448,000
	2人			6,809,000	7,082,000	7,295,000	7,508,000
	3人				7,082,000	7,355,000	7,568,000
	4人					7,355,000	7,628,000
	5人						7,628,000

お持ちいただくもの

1. 障害者医療費証明書又は領収書
2. 認 印
3. 「高齢者医療費受給者証」(藤色)又は「障害者医療費受給者証」(黄色)
4. 身体障害者手帳または療育手帳
5. 健康保険証

例 金沢市

問い合わせ先 健康総務課  220 - 2233

窓口 金沢市役所 福祉と健康の総合窓口(81~86番)

各市民センター、各福祉健康センター

## 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）とは

- 1．老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために、従来の老人保健制度に代わる新しい医療保険制度として「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」が創設されました。
- 2．対象となるのは、以下の方です。（加入している健康保険（国保・被用者保険）を脱退し、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入することとなります。）
  - (1) 75歳以上の方全て（75歳の誕生日から資格取得となります。）
  - (2) 65歳以上74歳以下の方で、申請により広域連合が一定の障害の状態（ ）にあると認めの方（認定の日から資格取得となります。75歳になるまでは、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）から脱退することもできます。脱退申請日の前月までの後期高齢者医療保険料がかかります。）
  - (3) 生活保護を受けている方は除きます。  
一定の障害に該当する方（老人保健制度と同じです。）
    - ・ 障害年金 1、2 級
    - ・ 身体障害者手帳 1、2、3 級および 4 級（音声・言語機能、下肢障害の一部）
    - ・ 療育手帳 A
    - ・ 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級
- 3．医療機関で受診したときには、自己負担額を窓口でお支払いいただきます。
  - (1) 一般の方 1割負担
  - (2) 現役並み所得のある方 3割負担なお、入院の医療費については、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。
- 4．受けられる医療給付費の種類は以下のとおりです。  
療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問介護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費
- 5．後期高齢者医療保険料（保険料率は、原則石川県内均一となります。）
  - (1) 被保険者それぞれの保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。
  - (2) 平成21年度の保険料率  
保険料額（年間50万円限度）＝均等割額（45,240円）＋所得割額（ ）

所得割額は、基礎控除後の総所得金額等×8.26%により算出します。

(3) 所得の低い方や被用者保険の被扶養者であった方には保険料を軽減する措置があります。

(4) 保険料を滞納した場合、短期被保険者証や被保険者資格証明書（医療機関での支払いがいったん全額となります）の交付対象となることがあります。

## 6．保険料の納め方

(1) 原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と合わせた額が、年金受給額の1/2を超える方は、普通徴収（納付書による個別納付または口座振替）により納めていただきます。

(2) 年金天引きされる方につきましては、「申出書」と「口座振替依頼書」の提出により、年金からの天引きを口座振替に変更することができます。

## 温泉療養とは

- 1．障害のある方の身体的・精神的健康の増進と社会参加の促進を図るものです。
- 2．対象は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している在宅の障害のある方（施設に入所している方は、対象となりません）で等級は問いませんが、詳細は問い合わせ先におたずねください。

# 身体障害者手帳交付申請書

平成 年 月 日

住 所 金沢市 電 話 ー

フリガナ  
氏 名 印 性 別 男 ・ 女

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生

本 籍 地 都・道  
府・県

保護者氏名等（本人が15歳未満の児童に限り、記入してください）

フリガナ  
氏 名 印 性別 男・女 続柄  
職業  
住所 金沢市

## （あて先）金 沢 市 長

私は身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳を交付願いたく関係書類を添えて申請致します。

[必要な書類]

○記入しないでください。

1. 申請書
2. 診断書（指定様式のもの）
3. 写 真（たて4cm、よこ3cm）

身体障害者手帳番号	交 付 年 月 日
第 号	平成 . .

交 付 場 所	
1	泉野福祉健康センター（3階）
2	元町福祉健康センター
3	駅西福祉健康センター（2階）
4	金沢市役所本庁（福祉総合窓口）

※ 認定された等級により自宅に郵送されることがありますのでご了承下さい。

身体障害者診断書・意見書（ 障害用）

総括表

氏名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生（ ）歳	男 女
住 所			
① 障害名（部位を明記）			
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、 戦災、疾病、先天性、その他（ ）		
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場 所	
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）			
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日			
⑤ 総合所見			
[将来再認定 要・不要] [再認定の時期 年 月]			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 ⑩			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する ( 級相当) ・該当しない			
注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。			

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日 (第1回)		検査日 (第2回)	
	年	月 日	年	月 日
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・ :		なし・ :	
腹水				
血清アルブミン値	/dℓ		/dℓ	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dℓ		mg/dℓ	

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無

注 1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の検査結果を記入すること。

注 2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

<Child-Pugh分類>

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度 ( ・ )	昏睡 ( 以上 )
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5 /dℓ超	2.8 ~ 3.5 /dℓ	2.8 /dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40 ~ 70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0 ~ 3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

注 3 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム (1981年) による。

注 4 腹水は、超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね1 以上を軽度、3 以上を中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを 摂取していない	有 ・ 無	有 ・ 無
改善の可能性のある 積極的治療を実施	有 ・ 無	有 ・ 無

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有 ・ 無		

注 5 肝臓移植を実施した者は、1、2、4の記載は省略可能である。

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	総ビリルビン値5.0mg/dℓ以上		有 ・ 無
	検査日	年 月 日	
	血中アンモニア濃度150μg/dℓ以上		有 ・ 無
検査日	年 月 日		
補完的な肝機能診断	血小板数50,000/mm <sup>3</sup> 以下		有 ・ 無
	検査日	年 月 日	
	症状に影響する病歴	原発性肝がん治療の既往	
確定診断日		年 月 日	
特発性細菌性腹膜炎治療の既往		有 ・ 無	
確定診断日			年 月 日
胃食道静脈瘤治療の既往		有 ・ 無	
確定診断日			年 月 日
現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染		有 ・ 無	
最終確認日	年 月 日		
日常生活活動の制限	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある		有 ・ 無
	1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある		有 ・ 無
	有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある		有 ・ 無

該当個数	個
補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無	有 ・ 無

身体障害認定基準

第2 個別事項

五 内臓の機能障害

7 肝臓機能障害

ア 等級表1級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) Child - Pugh 分類(注26)の合計スコアが10点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。

(イ) 次の項目(a~j)のうち、aからgまでの1つを含む5項目以上が認められるもの。

a 総ビリルビン値が5.0 mg/dℓ以上

b 血中アンモニア濃度が150 μg/dℓ以上

c 血小板数が50,000/mm<sup>3</sup>以下

d 原発性肝がん治療の既往

e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往

f 胃食道静脈瘤治療の既往

g 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染

h 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある

i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある

j 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある

イ 等級表2級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) Child - Pugh 分類(注26)の合計スコアが10点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。

(イ) ア(イ)の項目(a~j)のうち、aからgまでの1つを含む3項目以上が認められるもの。

ウ 等級表3級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) Child - Pugh 分類(注26)の合計スコアが10点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。

(イ) ア(イ)の項目(a~j)のうち、aからgまでの1つを含む3項目

以上が認められるもの。

エ 等級表 4 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) Child - Pugh 分類 (注 26) の合計スコアが 10 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。

(イ) ア(イ)の項目 (a ~ j) のうち、1 項目以上が認められるもの。

オ 肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去 (軽減) 状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1 級に該当するものとする。

(注 26) Child - Pugh 分類

	1 点	2 点	3 点
肝性脳症	なし	軽度 ( ・ )	昏睡 ( 以上 )
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8 ~ 3.5 g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40 ~ 70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0 mg/dℓ未満	2.0 ~ 3.0 mg/dℓ	3.0 mg/dℓ超

身体障害認定要領

第 11 肝臓機能障害

1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、疾患等により永続的に肝臓機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

(1) 「総括表」について

ア 「障害名」について

「肝臓機能障害」と記載する。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

肝臓機能障害をきたした原因疾患名について、できる限り正確な名称を記載する。例えば単に「肝硬変」という記載にとどめることなく、「C型肝炎ウイルスに起因する肝硬変」「ウィルソン病による肝硬変」等のように種類の明らかなものは具体的に記載し、不明なときは疑わしい疾患名を記載する。

傷病発生日は初診日でもよく、それが不明な場合は推定年月を記載する。

ウ 「参考となる経過・現症」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症について、障害認定のうえで参考となる事項を詳細に記載する。

現症については、別様式診断書「肝臓の機能障害の状況及び所見」の所見欄の内容はすべて具体的に記載することが必要である。

エ 「総合所見」について

経過及び現症からみて障害認定に必要な事項、特に肝臓機能、臨床症状、日常生活の制限の状態について明記し、併せて将来再認定の要否、時期等を必ず記載する。

(2) 「肝臓の機能障害の状況及び所見」について

ア 「肝臓機能障害の重症度」について

肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の各検査結果について、Child-Pugh 分類により点数を付し、その合計点数と血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目における3点の有無を記載する。この場合において、肝性脳症の昏睡度分類については犬山シンポジウム(1981年)による。また、腹水については、超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね1以上を軽度、3以上を中程度以上とする。

また、肝臓機能障害の重症度は、90日以上(180日以内)の間隔をおいた連続する2回の検査により評価するものであり、それぞれの結果を記載する。なお、

既に実施した 90 日以前（最長 180 日まで）の検査の結果を第 1 回の結果とすることとして差し支えない。

イ 「障害の変動に関する因子」について

肝臓機能障害を悪化させる因子であるアルコールを、それぞれの検査日より前に 180 日以上摂取していないことについて、医師による確認を行う。

また、それぞれの検査時において改善の可能性のある積極的治療を継続して実施しており、肝臓移植以外に改善が期待できないことについて、医師による確認を行う。

ウ 「肝臓移植」について

肝臓移植と抗免疫療法の実施の有無について記載する。複数回肝臓移植を行っている場合の実施年月日は、最初に実施した日付を記載する。

エ 「補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限」について

（ア）原発性肝がん、特発性細菌性腹膜炎、胃食道静脈瘤の治療の既往  
医師による確定診断に基づく治療の既往とする。

（イ）現在の B 型肝炎又は C 型肝炎ウイルスの持続的感染の確認

HBs 抗原検査あるいは HCV - RNA 検査によって確認する。なお、持続的な感染については、180 日以上感染を意味する。

（ウ）期間・回数・症状等の確認

7 日等の期間、1 日 1 時間、2 回等の頻度、倦怠感・易疲労感・嘔吐・嘔気・有痛性筋けいれんの症状の確認は、カルテに基づく医師の判断によるものとする。

（エ）日・月の取扱い

1 日：0 時から翌日の 0 時までを意味する。

1 月：連続する 30 日を意味する。暦月ではない。

（オ）月に 7 日以上

連続する 30 日の間に 7 日以上（連続していなくてもかまわない）を意味する。

2 障害程度の認定について

（1）肝臓機能障害の認定は、肝臓機能を基本とし、肝臓機能不全に基づく臨床症状、治療の状況、日常生活活動の制限の程度によって行うものである。

（2）肝臓機能検査、臨床症状、治療の状況と日常生活活動の制限の程度との間に極端な不均衡が認められる場合には、慎重な取扱いをして認定する必要がある。

（3）患者の訴えが重視される所見項目があるので、診察に際しては、患者の主訴や症候等の診察録への記載に努めること。

（4）肝臓移植術を行った者の障害程度の認定は、現在の肝臓機能検査の結果にかかわらず、抗免疫療法を実施しないと仮定した場合の状態で行うものである。

（5）身体障害認定基準を満たす検査結果を得るため、必要な治療の時期を遅らせる等のことは、本認定制度の趣旨に合致しないことであり、厳に慎まれない。